連携に関する協定書（例）

◎◎◎◎法人××××　○○○○園（以下「甲」という。）と□□□□法人◆◆◆◆　△△△△園（以下「乙」という。）は、連携を実施するにあたり、その連携内容について、次のとおり協定書を締結するものとする。

（保育の内容に関する支援）

第１条　甲は、乙に対して、次の各号に定める支援を実施する。

　　（１）　甲は、乙の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放する。

　　（２）　甲は、乙の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲の児童との合同保育を行う。

（３）　甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。

（４）　甲は、乙の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

上記はあくまで記載例であり、実際に実施する連携内容に応じて、加除修正を行ってください。

（代替保育の提供に関する支援）

第２条　甲は、乙の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて次の各号に定める方法で代替保育を提供する。

（１）　乙の事業所へ甲の職員の派遣を依頼し、代替保育を行う。

（２）　乙の児童を甲の施設で保育することを依頼し、代替保育を行う。

　　２　乙は、前項各号に係る代替保育の提供を依頼する場合には、あらかじめ乙の職員により対応することを原則とした上で、なお、設置主体が雇用する職員による対応が困難な場合、その旨を甲に示すこととする。

　　３　甲は、第１項に定める代替保育を提供することにより、甲の施設における最低基準を下回る場合等、やむを得ない事情がある場合に限り代替保育を提供しないことができる。

（卒園後の教育・保育の提供に関する支援）

第３条　甲は、乙の事業所を卒園する児童が、引き続き、教育・保育を受けることができるよう、優先利用枠を確保する。

　　２　前項に定める優先利用枠は、◎◎人分を確保する。

**＜教育・保育給付１号認定子ども（幼稚園等）の場合＞**

　　３　乙の事業所を卒園する児童の保護者が甲の施設を利用することを希望する場合は、あらかじめ、甲が定める選考基準等によって優先的に受け入れることを明示した上で、甲が利用を決定する。

**＜教育・保育給付２号認定子ども（保育所等）の場合＞**

３　乙の事業所を卒園する児童の保護者が甲の施設を利用することを希望する場合は、あらかじめ、名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成２６年規則第８２号）第１２条に定める調整によって当該保護者の住所地を所管区域とする社会福祉事務所の長が利用を決定する。

**＜認定こども園の場合＞**

　　２　前項に定める優先利用枠は、次の各号に定める人数を確保する。

　　（１）教育・保育給付１号認定を受けて利用を希望する児童◎◎人分

　　（２）教育・保育給付２号認定を受けて利用を希望する児童◎◎人分

　　３　乙の事業所を卒園する児童の保護者が、教育・保育給付１号認定を受けて甲の施設を利用することを希望する場合は、あらかじめ、甲が定める選考基準等によって優先的に受け入れることを明示した上で、甲が利用を決定する。

４　乙の事業所を卒園する児童の保護者が、教育・保育給付２号認定を受けて甲の施設を利用することを希望する場合は、あらかじめ、名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成２６年規則第８２号）第１２条に定める調整によって当該保護者の住所地を所管区域とする社会福祉事務所の長が利用を決定する。

（事故への対応）

第４条　前３条に定める支援を実施する場合、利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設又は事業所において責任を負う。

２　利用児童が甲の施設と乙の事業所の間を移動する際には、利用児童が在籍する施設又は事業所において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設又は事業所において責任を負う。

（連携に係る経費の負担）

第５条　乙は甲に対して、この協定に基づく連携を行った場合には次の各号に定める金額を支払うこととする。

　　（１）連携施設経費として月額●●,●●●円

　　（２）第２条第１項第１号に係る経費として、１回の派遣依頼に対し職員１人当り◎,◎◎◎円

　　（３）第２条第１項第２号に係る経費として、１回の受入依頼に対し児童１人当り×, ×××円

２　甲は、この協定に基づく連携を行った月の翌月以降に請求書を交付し、請求することとし、乙は、甲から請求があった場合、その連携に係った経費を速やかに支払うこととする。

＜参考＞

家庭的保育事業等において、減額調整される場合の連携施設経費は以下の通りとなります。

・家庭的保育事業(3人型) 月額6,170円/人（例： 3人定員の場合、月額18,510円）

・家庭的保育事業(5人型) 月額6,170円/人（例： 5人定員の場合、月額30,850円）

・小規模保育事業A型 月額1,290円/人（例：19人定員の場合、月額24,510円）

・小規模保育事業B型 月額1,290円/人（例：19人定員の場合、月額24,510円）

・小規模保育事業C型 月額1,640円/人（例：15人定員の場合、月額24,600円）

・事業所内保育事業(A型) 月額1,290円/人（例：19人定員の場合、月額24,510円）

・事業所内保育事業(B型) 月額1,290円/人（例：19人定員の場合、月額24,510円）

・事業所内保育事業(保育所型) 月額 610円/人（例：40人定員の場合、月額24,400円）

（効力の期間）

第６条　この協定書の効力は協定を締結した日から１年又は締結後最初の３月３１日までとし、協定期間満了日の○○月前までに甲及び乙から特段の申し出が無い場合、又は、事業の廃止若しくは施設の廃園等、やむを得ない事情がある場合を除き、更に１年の期間が自動的に更新されることとする。

（協議）

第７条　協定書に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲：名古屋市中区丸の内３丁目１番１号

◎◎◎◎法人××××

理事長　○○　○○　　　印

乙：名古屋市西区○△□＊丁目＊番＊号

□□□□法人◆◆◆◆

理事長　○○　○○　　　印